

(ポイント)

●6月4日(金)に大韓航空のチャーター便が運航される見込みという情報が当地韓国大使館の Facebook に掲載されました。搭乗ご希望の方は直接下記2の旅行代理店にお問い合わせください。

●なお、本チャーター便は、韓国への帰国を希望する韓国人の方々等の利用が優先と見込まれるため、必ずしも予約・搭乗が可能となる確約はないことにつき、予めご承知おきください。

ご参考：商用チャーター便運航に関する参考情報（大韓航空）について

1 6月4日(金)に大韓航空のチャーター便が運航される見込みという情報が当地韓国大使館の Facebook に掲載されました。搭乗ご希望の方は直接下記2の旅行代理店にお問い合わせください。

なお、本チャーター便は、韓国への帰国を希望する韓国人の方々等の利用が優先と見込まれるため、予約状況によっては、必ずしも予約・搭乗が可能となる確約はないことにつき、予めご承知おきください。(また、チャーター便の運航日程につきましては、変更・キャンセルの可能性もありますところ、予めご承知おきください。)

2 本チャーター便に関する予約・料金やお問い合わせにつきましては、以下の旅行代理店に直接ご連絡ください。本チャーター便を利用する際の韓国から日本への乗り継ぎ便の情報(代理店によれば、仁川から成田・中部国際空港への案内が可能)についても、直接旅行代理店にお問い合わせをお願いいたします。

(連絡先)

旅行代理店：Universal Tours & Travels

担当者：

Prakash Bist email:[prakash@utt.com.np](mailto:prakash@utt.com.np) Mobile:9849594733

keshang Sherpa email:[keshang@universaltravels.com.np](mailto:keshang@universaltravels.com.np) Mobile: 9851021933

### 3 トランジットにおける注意点

現時点で判明している情報によれば、ネパールに滞在歴のある方については、韓国では空港でのトランジットが許可されないという政府決定は行われていないと承知しております。

搭乗およびトランジットにあたり、必要な書類等については、旅行代理店や航空会社に直接ご連絡ください。

日本への帰国に際して、他国を経由する航空便を検討されている方は、トランジットする予定の空港での規制についてご自身で御確認いただくか、利用される航空会社にご確認をお願いいたします。

オンラインでの航空券手配では、購入可能として検索結果が表示されることもありますが、各国の事情を考慮していない可能性もありますので購入検討に際しては十分注意してください。

また、その他の航空会社を利用される場合であっても、経由地において必要な書類やトランジットの可否についてご自身でご確認いただくか、利用される航空会社に確認いただきますようお願いいたします。

4 日本への入国に際する情報については、以下の過去の領事メールや厚生労働省のホームページをご覧ください。

○日本入国後の検疫所長が指定する場所での10日間の待機について（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000784111.pdf>

○ネパールから日本に帰国/入国される皆様へ（ネパール出国に際して求められる検査証明書について）

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100183705.pdf>

○日本入国に必要な書類等について（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

（2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。）

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記通常の大使館代表電話から緊急電話対応者に転

送られます。